

藤山台小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

家庭・地域・関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

（1）わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・算数科における少人数指導の実施
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・授業評価アンケートの実施

（2）学習規律の徹底

- ・チャイム着席など時間を守る

- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方
- (3) 学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
 - ・ふれあい班活動の充実
 - ・委員会活動の充実
- (6) 人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識して児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声や表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- (2) 個人面談の実施
 - ・1・2学期に教育相談期間の設定（6月、10月）
- (3) 生活およびいじめに関するアンケートの実施
 - ・教育相談前および必要に応じて随時実施（6月、10月、3月）
- (4) 相談室に「相談ポスト」を設置し、児童が気軽に相談できるシステムを整える。

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ不登校対策委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、春日井市教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめ問題の対処の流れ・留意点】

- ア いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- イ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ不登校対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ウ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識

のある者と連携した対応を図る。

エ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

オ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

カ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

キ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

ク 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、別紙「重大事態対応フロー図」に基づき対応する。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、その他関係職員

<校外構成員>

スクール・ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーター、教育委員会、指導主事、関係機関の助言者等

【重大事態の対応フロー図】

